

令和5年度学校施設開放（体育館）について

都立矢口特別支援学校では、地域の障害者団体や一般のスポーツ団体への体育館の開放を開始いたします。令和5年度の実施内容と団体登録申請については、以下のとおりです。

- 1 開放施設 体育館
- 2 開放日時 令和5年9月～令和6年3月上旬までの土・日・祝日 9時～17時まで
※学校教育上の都合等により使用できない場合がございますので、予め御承知おきください。
- 3 使用目的 障害者スポーツ、バレーボール、バドミントン、バスケットボール、ダンス、ヨガ等
- 4 経費負担 施設の使用にかかる光熱水費相当額を徴収いたします。
(1) 照明使用料： 400円／3時間
(2) 空調使用料： 1,000円／3時間（9月のみ）
- 5 提出書類 (1) 都立学校施設使用団体登録申請書
(2) 登録団体構成表
- 6 提出方法 郵送もしくは持参
- 7 提出期限 令和5年7月31日（月）※郵便の場合は必着
- 8 注意事項 (1) 登録団体の募集は毎年1回（今回）のみです。
(2) 使用日時の募集は年1回（8月予定）、登録団体に対して行います。
希望団体が多数の場合は、使用回数のバランス等も踏まえて、本校が決定いたします。
(3) 本案内に記載のない事項については、本校の指示に従うこと。

<連絡先>

〒146-0093

東京都大田区矢口1-26-10

東京都立矢口特別支援学校 経営企画室 朝羽

電話 03(3759)6715

※月～金曜（祝祭日を除く）の9時～17時まで